

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人・知人など、様々な人たちと関わりながら地域の中で暮らしています。そして、様々な生活課題や困難にぶつかりながら生活しています。日常の様々な課題の中でも、特に福祉分野においては多くの課題がみられます。例えば、高齢になって介護が必要になったり、子育て中に保育サービスが必要になったり、病気のために動けなくなったり、障がいがあって在宅生活の支援が必要になるといった場合があります。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯や障がいのある人が日々のごみ出しや電球の取り換え、冬の除排雪などに困るといったように、公的なサービスや制度では対応できない小さな福祉課題も多くあります。

私たちが暮らす地域社会には、様々な福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がおり、私たちのだれもがその当事者になり得ると言えます。

このように、だれもが地域で安心して暮らしていけるためには、日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力（互助）で解決し、また、ボランティア、NPO活動等の組織的な支えあいの力（共助）で解決し、地域で解決できない問題は行政の力（公助）で解決するといった、重層的な取り組みが必要となってきます。

言わば、公的な福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、住民相互の助けあい・支えあいの力があり、住み慣れた地域でだれもが安心して暮らせるよう、住民が主役で進める取り組み、地域における助けあいの仕組みが地域福祉と言えます。

2 計画策定の背景

近年、少子高齢化や核家族化といった社会全体の構造の変化により、家族の形や地域の姿が変化しつつあります。これらの家族機能の変化や価値観の多様化などから、地域の中の昔ながらの結びつきが弱まり、身近な市民同士のコミュニケーション不足が指摘されています。

国では、このような地域の中の結びつきの弱体化に対応するため、「社会福祉

基礎構造改革」として、社会福祉事業や社会福祉法人、措置制度などの社会福祉に共通する基盤的制度的見直しが行われました。

この改革の中で、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、市町村が「地域福祉の推進」を基本理念とした地域福祉計画を策定するように規定されました。その中で、これからの地域福祉は、特定の人に対するサービスではなく、身近な地域社会で人々の生活課題の解決を図るものであるということが示されています。

平成19年には厚生労働省より「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項が示されました。

また、平成20年の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示され、その後、平成22年に「地域支え合い体制づくりモデル事業」を実施する等、地域性を活かした主体的な支えあい体制の確立を図っています。「新たな支えあい」とは、公的サービスで対応しきれない地域における様々な生活課題を、そこに住む市民が主体となりお互いに支えあって対応していくこととしており、「新たな支えあい」の視点を盛り込んだ地域福祉計画の策定が必要とされています。

さらに、少子高齢化や社会構造の変化に対応するため、社会保障と税の一体改革が進められるとともに、平成24年には障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、介護保険法の改正、子ども・子育て関連3法の成立など、社会福祉制度が大きく変化し、地域福祉を取り巻く状況は急速に変貌しています。

○社会福祉法より抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 計画策定の目的

本市においては、平成21年3月に「平川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきたところです。

このような中、少子高齢化の一層の進展、高齢者の孤立死などに見られる地域社会のつながりの希薄化、災害時の要援護者への支援体制の重要性の高まりなどの新たな課題が生じており、これまで以上に住民が連携・協力し、地域福祉を推進していく体制を構築していくことが求められています。

このようなことから、引き続き住民や事業者などとの連携強化に努めながら、お互いが共に支え合う地域づくりを支援するため、平成25年度で計画期間が終了する第1次計画を改定し、新たに「第2次平川市地域福祉計画」の策定をするものです。

○平川市地域福祉計画（第1次計画）

「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」を基本理念とし、「お互いが支えあう共生のまちづくり」を基本目標として掲げ、地域福祉施策への反映や総合的な福祉の推進を目指しました。

4 計画の位置づけ

■ 計画の法的根拠

この計画は、社会福祉法第4条に規定された地域福祉を推進するための行政計画であり、同法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」です。

○ 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

■ 平川市長期総合プランとの関係

平成19年度に策定された平川市長期総合プランでは、基本理念に掲げる「ひと・地域・産業がきらめくまちをめざして」、都市の将来像を「地域住民との協働作業できらめくまち」と設定しています。この都市の将来像の実現に向けて、具体的に取り組むまちづくりの基本目標の中で、「お互いが支え合う共生のまちづくり」が示されています。このことから、平川市長期総合プランを上位計画とし、整合を図っていきます。

■ 他計画との関係

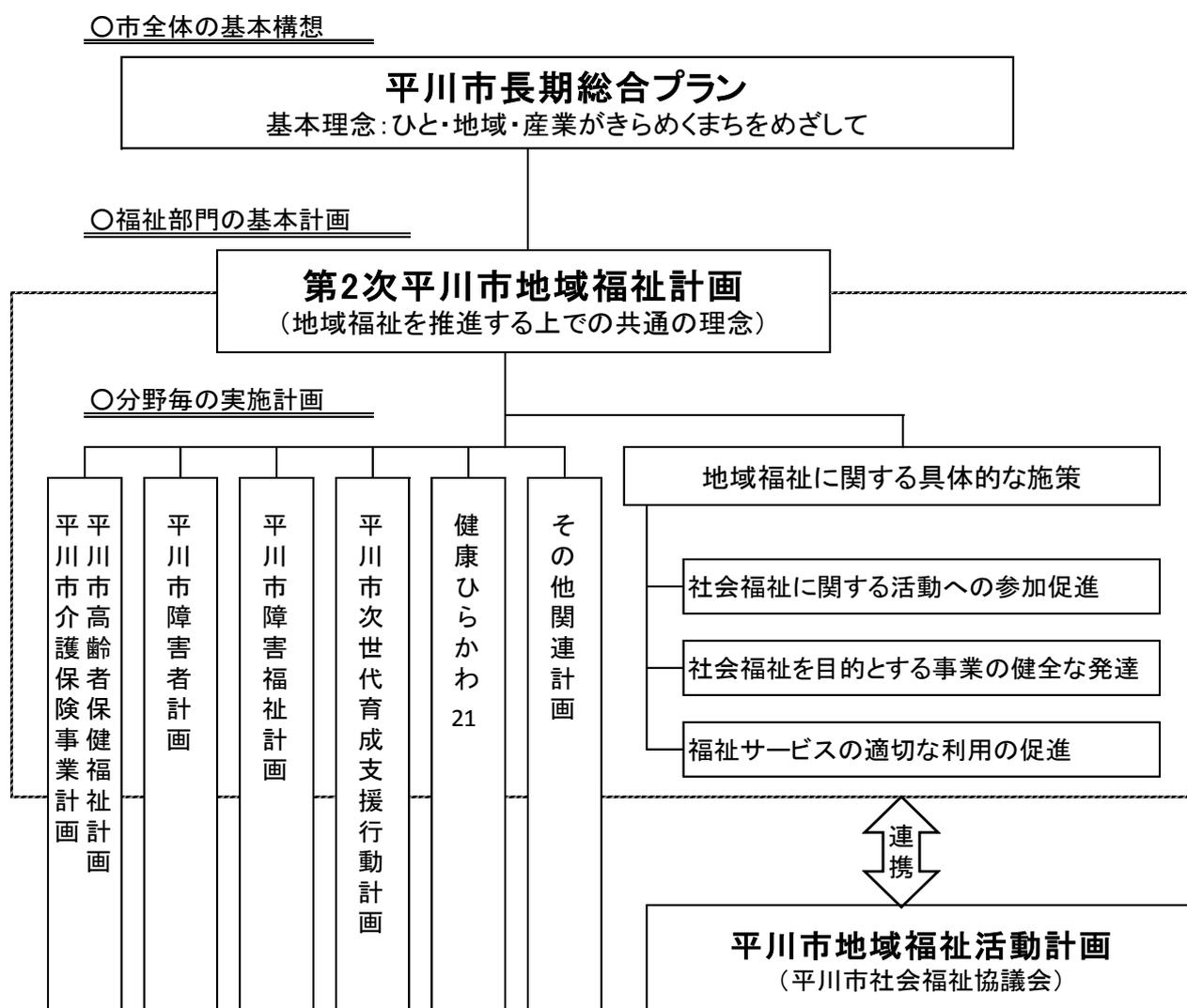
本市では、老人福祉法、介護保険法に基づく「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」および「健康ひらかわ21」があり、これらの対象者ごとに定めた福祉保健分野の個別計画と社会福祉法上の地域福祉の理念を共有し、その他の関連計画における地域福祉の推進に係る施策についても、対象者にとらわれる

ことなく、これらの計画を横断的にとらえて取り扱います。

■平川市地域福祉活動計画(平川市社会福祉協議会)との関係

平成22年3月に、地域福祉活動の中核的な役割を持つ平川市社会福祉協議会が策定した「平川市地域福祉活動計画(推進期間:平成22年度から26年度まで)」は、地域住民や福祉活動団体等が地域福祉の担い手となる民間の主体的な活動・行動計画です。地域福祉計画を総合的かつ計画的に推進するため、「地域福祉活動計画」と整合を図っていきます。

地域福祉計画の位置づけのイメージ



■ 計画の対象

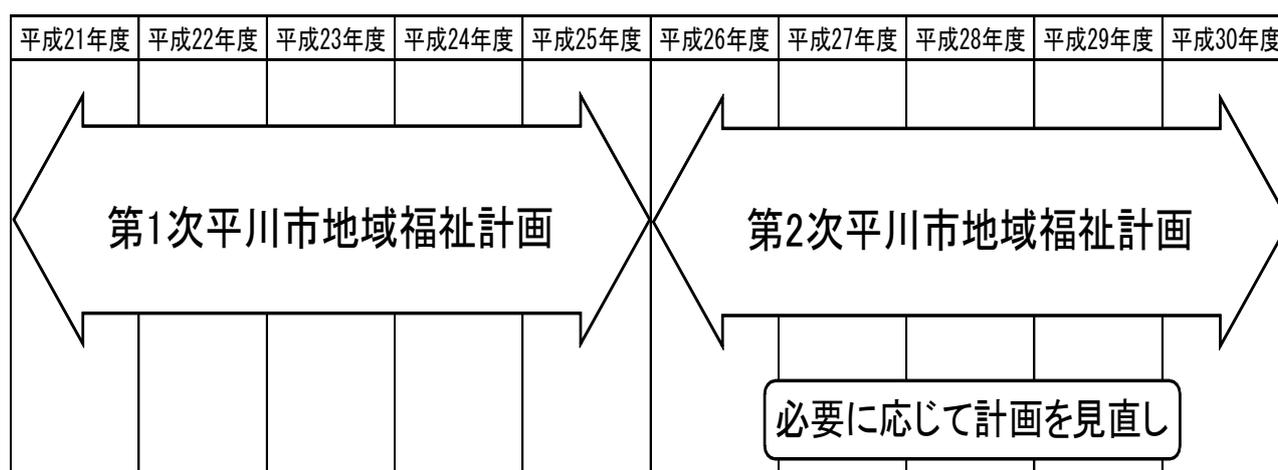
本計画は、支援を必要とする高齢者や障がいのある人、地域の中で子育てに悩む保護者、外国人など対象者別のみならず、すべての人が地域で自立して幸せな生活を送ることができるようにするための計画であり、本市に居住するすべての人が対象となります。

一方、地域福祉の担い手としては、市行政や社会福祉協議会をはじめ、関係機関、市民、福祉サービス事業者、地域で働く人、地域団体、ボランティア、NPO、企業、商店、学校などがあり、「地域で生活し、活動しているすべての構成員や機関・団体」が対象となります。

5 計画期間

「平川市地域福祉計画」は、平成21年3月に5ヶ年計画として策定されましたが、この間の社会情勢や地域社会の変化に合わせて、第1次計画における基本的部分を継承しながら、さらに、新たな視点による項目の追加、事業の展開を図るなど、第2次計画として見直しを図りました。

計画期間は、平成26年度からの5年間としますが、社会状況の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉に関する学識経験者、各種団体の代表者、事業者などで構成する「平川市地域福祉計画策定委員会」を組織し、地域福祉の推進に向けた意見をいただきました。

また、庁内の関連計画担当者、社会福祉協議会職員で組織する「地域福祉計画策定委員会作業部会」を設置し、協議・検討を行いました。